

# 学校等におけるインターネット運用に関する要綱

令和3年4月  
浜松市教育委員会

## **(趣旨)**

第1条 この要綱は、浜松市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下、「学校等」という。）におけるインターネットの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## **(インターネット運用の基本)**

第2条 インターネットの運用は、児童、生徒、園児（以下、「児童等」という。）の情報活用能力の育成を推進すると共に開かれた学校や特色ある学校づくりの推進、国際理解教育の推進、各教科や総合的な学習の時間の指導の充実その他の教育課題の解決を図ることを目的とする。

2 インターネットの運用に当たっては、個人情報の保護、安全性の確保、著作権の保護等に留意しなければならない。

## **(インターネットの接続)**

第3条 学校等でインターネットに接続しようとする場合は、「浜松市教育情報セキュリティ対策基準」に則り、浜松市教育委員会が学校等に配備したパソコンやモバイル端末等を利用することとする。

## **(個人情報の保護)**

第4条 インターネットを利用した教育活動を行う際には、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 児童等及びその保護者の本籍、住所、電話番号、生年月日、性別、家族構成等個人が特定できる情報及び思想、信条その他不当な社会的差別の原因となる情報は、原則として取り扱わないこととする。

3 インターネットを利用して入手した個人情報についても、適正な利用に努め、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

4 学校等の行事紹介、児童等の作品紹介、教育活動の成果紹介などの個人情報を、インターネットを利用して発信する場合は、教育効果を高めるために必要であると校長又は園長が認める場合に限るものとし、本人及び保護者の同意を得て発信するものとする。

5 同条4項における児童等の個人情報の取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 氏名

原則として氏を用いる。ただし、教育上必要がある場合は、通称又は氏名を使用することができる。

(2) 動画、写真

児童等の写真を使用する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮するものとする。

(3) 意見、考え、主張等

児童等の意見等については、個人が特定されることで不利益を被らないよう配慮するものとする。

(4) 作品

児童等の作品を使用する場合は、教育活動の過程において制作されたもの、各種研究会、発表会、展覧会等に応募したもの及び既刊の冊子等に掲載されたものに限るものとする。

6 児童等に関する個人情報について、本人又はその保護者から掲載の内容の訂正若しくは削除の要請があった場合又は閲覧者から掲載の内容について指摘を受けた場合は、速やかに浜松市教育委員会と協議をし、適切な措置を講じるものとする。

7 インターネットで使用された個人情報は、その目的が達成された時点で確実に破棄されなければならない。ホームページ等に記載された個人情報にあっては、所期の目的を達した後速やかに削除するものとする。

**(安全性の確保)**

第5条 インターネットを利用するにあたっては、「浜松市教育情報セキュリティ対策基準」に則り、個人情報及び情報資産の漏洩を防止するための対策を講じるものとする。

**(著作権の保護)**

第6条 第三者の文章、動画、写真、音楽、ソフトウェア等の著作物を複製、転載又は改変しようとする場合は、著作権法に基づき、必要に応じて著作権者の承諾を得なければならない。

2 児童等の作品をホームページ等へ掲載する場合は、著作権者である当該児童等に複製、展示等に係る許諾を事前に得なければならない。ただし、入園時、入学時、転入時若しくは年度初め等の機会において教育方針の一環として利用目的とともに利用する旨を包括的に説明してある場合はこの限りではない。

### **(違法及び有害情報への対応)**

第7条 児童等の健全な発達に好ましくない違法及び有害な情報から児童等を守るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- (1) 学校等においてホームページ等により情報を発信する場合は、浜松市教育委員会が許可したサーバ等を利用すること。
- (2) 法令及び公序良俗に反するもの、営利を目的とするもの、著作権を侵害するもの、第三者の権利を侵害するもの、第三者を誹謗中傷するもの、差別につながるものその他管理責任者が不相当と判断するものは、ホームページ等に掲載したり発信したりしないこと。
- (3) 児童等が違法及び有害な情報に接続できないようにフィルタリング技術の活用を図ること。

### **(児童等への指導)**

第8条 学校等においてインターネットを利用する場合は、次に掲げる手だてを講じ、児童等の情報モラルの育成を図るものとする。

- (1) 児童等がインターネットを利用する際は、必ず教員の指導のもとで行わせること。
- (2) 児童等がインターネット上に発信する情報については、必ず教員の確認を得ること。
- (3) 日常の教育活動の中で、他人を中傷しないこと又は著作権、肖像権若しくは知的所有権に配慮することなど情報モラルの必要性や情報に対する責任について考えさせ、情報化社会に適切に参加する態度を育てること。

### **(教職員の研修)**

第9条 インターネットの利用方法については、学校では実践的な研究を進めるとともに、校長又は園長が中心となり、次の掲げる事項について教職員に対する研修を充実させること。

- (1) インターネットを活用した授業実践に関すること。
- (2) 情報モラルの育成に関すること。
- (3) 個人情報や著作権の保護に関すること。
- (4) 安全性の確保に関すること。

**(保護者への啓発)**

第10条 インターネットの効果及び予想される危険性について、学校等では懇談会や広報などを活用して保護者への啓発活動に努めるものとする。

**(その他)**

第11条 この要綱の執行に関し必要な事項のうち、この要綱に規定のないものについては「浜松市教育情報セキュリティ対策基準」による。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 浜松市立幼稚園、小・中学校及び浜松市立高等学校におけるインターネット運用に関する要綱（平成29年4月1日施行）は廃止する。